

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（事業契約書案）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	事業契約書（案）		3		1	5条	1項	(41)			定義及び契約書類	第一次質問回答（事業契約書案）No. 12にて「法令による電力使用の制限は法令変更に該当する」とのご回答を頂いておりますが、この場合事業契約書案別紙10の負担区分のうち1（本事業に影響を及ぼすもの）に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	事業契約書（案）		3		1	5条	1項	(41)			定義及び契約書類	<p>本事業における放射性物質の取扱いに関するリスクは、事業者にとって非常に大きなものであると考えております。</p> <p>これは、放射性物質の問題が、国の基準や指針等に基づいて、燃料化物の有効利用や副産物の処理を計画しても、風評や世論の動向次第では、たちまち計画通りに実践出来ないリスクを抱えてしまうためです。特に本事業は20年もの長期に亘ることを考慮すると、事業者が抱える当該リスクは著しく過大であると考えます。</p> <p>一次質問の回答で、放射性物質の問題が不可抗力か否かは、個別の事象ごとに判断される旨貴市から回答がありましたが、上記のとおり当該リスクが不可抗力か否かによって事業者の想定する事業性は大きく異なることから、事業参画を判断するためにも、放射性物質の問題で貴市が不可抗力と判断されない場合の基準を明示願います。</p>	「放射性物質の問題」といっても具体的事案は様々で、全ての場合を網羅する一般的基準を示すことはできません。個別事案ごとに、不可抗力の定義に該当するかどうかを判断します。
3	事業契約書（案）		7		1	13条	2項				消化汚泥等の性状	協議により定める消化汚泥等の成分の標準的な範囲は、事業者提案の数値範囲を逸脱しないと理解してよろしいでしょうか。	消化汚泥等の成分の標準的な範囲は、本施設稼働開始までに実績等をもとに協議により定めます。このため、提案した数値範囲が要求水準書に記載した実績の範囲と異なる場合には、標準的な範囲が提案した数値範囲を逸脱することがあります。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（事業契約書案）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
4	事業契約書（案）		7		1	13条	2項				消化汚泥等の性状性状	協議により定める消化汚泥等の成分の標準的な範囲が、事業者提案の数値範囲を逸脱する場合、事業者提案範囲を逸脱した消化汚泥等を処理する費用は、横浜市殿の負担と理解してよろしいでしょうか。	選定事業者と市で協議して決定した消化汚泥等の成分が標準的な消化汚泥等の範囲です。したがって、市との協議によって決定した標準的な消化汚泥等の成分の範囲内にある消化汚泥等を処理した場合の費用は、選定事業者の負担です。
5	事業契約書（案）		7		1	13条	2項				消化汚泥等の性状	協議により、消化汚泥の成分の標準的な範囲を定めるとありますが、市と事業者が合意の上、決定される（協議不調の場合でも貴市により一方的決定される事は無い。）という理解でよろしいでしょうか？	基本的には御理解のとおりです。
6	事業契約書（案）		7		1	13条	2項				消化汚泥等の性状	放射性物質を含めた汚泥性状等の成分の標準的な範囲についての協議にあたり、貴市は国等の基準、指針等に準じる旨回答されておりますが、貴市が計画された下水汚泥焼却灰の南本牧廃棄物最終処分場への埋立計画が、国の基準値内において安全性が確認されているにも関わらず、周辺住民の要請や市議会の指摘によって凍結を余儀なくされたこと、また昨今報道されている微量の放射性物質を含んだ松明や花火が住民反対によって受入れ拒否されたこと等を考慮すると、放射性物質の取扱いに対する国等の基準、指針等があっても、放射性物質を含まれることで、燃料化物が有効利用できない事態が想定されます。 したがって、放射性物質を含む汚泥性状の標準的な範囲は、上記背景を踏まえ事業者が受入れられる範囲に設定されるよう変更願います。	要求水準書に対する質問の回答のNo26を参照してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（事業契約書案）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
7	事業契約書（案）		7		1	13条	2項				消化汚泥等の性状	市と事業者の協議により、供用開始までに放射性物質を含む汚泥等の成分の標準的な範囲を定めるとありますが、設定される放射性物質濃度の範囲によっては、事業契約を辞退することも想定されます。 この場合は、市の債務不履行として契約が解除されるとの理解で宜しいでしょうか。 また放射性物質の標準的な範囲の設定に関する協議が不調となって、事業契約が解除された場合、応募グループを構成する者が、以後の一般競争入札において不利益な取扱いを受けるものではないとの理解で宜しいでしょうか。	第1文及び第2文の質問については、要求水準書に対する質問の回答のNo27を参照してください。また、事業契約が解除された際の応募グループを構成する者の以後における一般競争入札での取扱いについては、契約解除となった場合の状況等によります。
8	事業契約書（案）		7		1	13条	2項				消化汚泥等の性状	第一次回答No. 132で「放射性物質に関する対応として、国等の基準、指針等に準じて本施設の稼働前までに協議を行う」との回答ですが、他の成分等については稼働前の協議でも問題ないかと思いますが、放射能については民間の知見をもっても処理することは困難なリスク事象かと思えます。P F Iのリスク分担ガイドラインにも「できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に規定することに留意する必要がある。」とあります。前例のない放射能のリスクについては、本施設稼働時点でどういう状況にあるかはだれもが解らないことだとは思いますが、それだけに現時点で官民間のリスク分担の考え方を明確にする必要があるかと思えます。消化汚泥に含まれる放射能に起因する本事業契約に規定される損害・増加費用については、横浜市が負担することにつき明確に回答ください。	消化汚泥等の放射性物質の濃度に関する標準的な範囲については、要求水準書に対する質問の回答のNo26を参照してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（事業契約書案）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
9	事業契約書（案）		8		1	15条	4項				事業者の請求による要求水準書の変更	第一次質問回答（事業契約書案）No. 28で「市側の事由に基づくものでない限り事業者が負担します」とのご回答がありましたが、事業者の請求が不可抗力や法令変更が原因となっている場合は、事業契約書の不可抗力の規定や法令変更の規定に基づき費用負担が決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
10	事業契約書（案）		10		2	23条	5				設計変更	「当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、事業者が負担するものとする」とありますが、当該変更が横浜市殿の責めに帰すべき事由に基づく場合は、横浜市殿が当該追加的な費用を負担するものとしていただけないでしょうか。	市の責めに帰すべき事由による設計変更については、第23条第1項による設計変更の手続により、同条第3項に従い市が追加費用を負担します。
11	事業契約書（案）		10		2	23条					設計変更	汚泥の性状変更及び放射性物質の対応により、設計変更を行う場合の追加費用については、貴市にて負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか？	第12条第2項の協議と並行して協議されるものと理解しています。
12	事業契約書（案）		20		4	1	53条				近隣対策	第一次質問回答（No. 136）に「要求水準書の質問に対する回答No. 196を参照」とあり、要求水準書のNo. 196のご回答では、「説明は本市のリスクとなっています。～説明に必要な資料等の提出を選定事業者の依頼することがあります。」とありますが、資料等の提出により発生する費用は、横浜市殿にてご負担いただけると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に対する質問の回答のNo44を参照してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（事業契約書案）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
13	事業契約書（案）		20		4	1	52条				近隣対策	「本事業の実施自体に起因して周辺その他から苦情等が発生した場合は、市が対応する」との回答（一次質問回答No.136）がなされておりますが、本事業の実施とは、燃料化施設の設置から燃料の製造、輸送、そして有効利用までが含まれることから、燃料化物の輸送経路上や有効利用先住民の対応についても貴市が対応される範囲と理解しております。 その旨事業契約書上で明記されるようお願いいたします。	燃料化物の有効利用方法は提案によるものなので、輸送経路や有効利用先住民の対応は選定事業者で実施してください。なお、市としても対応に協力いたします。
14	事業契約書（案）		20		4	1	53条				近隣対策	下水汚泥・消化汚泥の放射能汚染に起因する周辺その他から苦情等が発生したことにより事業が遅延した場合の増加費用及び遅延損害金は、第42条第1項の「事業者の責めに帰すことができない事由」として、市の負担になると理解してよろしいですか。	消化汚泥等に含まれる放射性物質に起因した場合には、その苦情等が発生した原因により個別に協議することになりますが、合理的な範囲においては市の負担となります。
15	事業契約書（案）		23		4	65条	2項				消化汚泥等の性状	サービス購入料及び事業スキームの変更等を協議するとありますが、市と事業者が合意の上、決定される（協議不調の場合でも貴市により一方的決定される事は無い。）という理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
16	事業契約書（案）		23		4	2	65条	2項			消化汚泥等の性状	事業スキームを変更する場合、引き続き事業者との契約は継続される若しくは随契により新たな契約を締結するという理解でよろしいでしょうか？	原則として、事業者との契約を継続することを想定しています。
17	事業契約書（案）		23		4	2	65条	2項			消化汚泥等の性状	汚泥性状の変更、事業スキーム変更に伴う、増加費用については貴市にてご負担頂けるという理解でよろしいでしょうか？	合理的な範囲においては、市の負担となります。
18	事業契約書（案）		23		4	2	65条	2項			消化汚泥等の性状	また新たな設備投資が必要な場合については貴市負担部分については一括にてお支払頂けるという理解でよろしいでしょうか？	基本的には御理解のとおりです。ただし、設備工事の発注方法等については協議となります。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（事業契約書案）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
19	事業契約書（案）		23		4	2	66条				有効利用	<p>放射性物質に関する対応としては、国等の基準、指針等に準じる旨回答（一次質問回答No.145）されておりますが、国等の基準、指針等に対し、未だその値の適正や見直しが議論されている状況であり、広く国民のコンセンサスが得られているとは言えず、事業者は燃料化物の有効利用にあたって過大なリスクを負うことが懸念されます。</p> <p>また事業者は、本事業契約書の締結をもって、放射性物質に係るリスクは自らの負担として負担することになり、今後放射性物質に関する世論や社会の動向等によっては、事業の健全な運営に支障をきたす事態も懸念されます。</p> <p>したがって、本事業における燃料化物の有効利用のうち、放射性物質に係るリスクは、原因者に対する損害賠償の請求権を有すると思われる貴市が負担されるべきと考えます。その旨、事業契約書にて明記願います。</p> <p>一方、放射性物質に係るリスクは、事業者にとって事業上の最大のリスク要因であることから、事業契約書の条文で、当該リスクの扱い等を明記されるようお願いします。</p>	入札説明書に対する質問の回答のNo26を参照してください。
20	事業契約書（案）		24		4	2	66条	6項			有効利用	<p>第一次質問回答No.143の「取り扱い等に関わらない放射性物質が含まれた燃料化物が輸送中に交通事故等で漏洩した場合のリスクは横浜市殿でよろしいでしょうか。」の回答に放射性物質の有無に限らずとありますが、国等の基準、指針を超えるものであっても、リスクは輸送および有効利用の事業者にあるのですか。</p>	基本的には事業者のリスクとなります。ただし、社会情勢等を鑑み、市でもその対応については協力いたします。
21	事業契約書（案）		24		4	2	66条	3項			有効利用	<p>燃料化物の買取代金とサービス購入料A2については相殺されることはないという理解でよろしいでしょうか？</p>	事業者側に債務不履行等の事情がない限りでは、御理解のとおりです。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（事業契約書案）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
22	事業契約書（案）		24		4	2	66条	6項			有効利用	要求水準書案質問回答No179では施設の稼働前までに協議とありますが、稼働後においても放射性物質が検出された場合については、責任負担につき、協議頂けるのでしょうか？	基本的には稼働前までに定めた標準的な範囲をもとに、責任分担を行います。
23	事業契約書（案）		24		4	2	66条	6項			有効利用	要求水準書案質問回答No179によりますと、放射性物質に関する対応として協議する旨の回答を頂いておりますので、契約書条文についても、放射性物質に関する事象については但書きとして協議する旨を追記頂けませんでしょうか？原案では、事業者が全て負担する内容となっており、過度な負担となっております。	第120条により協議可能であり、放射性物質のみ特記することはありません。
24	事業契約書（案）		25		4	2	69条	2項			副産物	副産物処理費用とサービス購入料A2については相殺されることはないという理解でよろしいでしょうか？	事業者側に債務不履行等の事情がない限りでは、御理解のとおりです。
25	事業契約書（案）		25		5	72条					サービス購入料の支払	サービス購入料に支払に関わらず、貴市からの債務履行が貴市の帰責により遅延した場合には、前回質問回答No91回答案に記載された率による遅延損害金が支払われるという理解よろしいでしょうか？	市の金銭債務の履行遅延については、前回質問回答91番の回答にある支払遅延防止法による利率の遅延損害金が支払われます。
26	事業契約書（案）		26		5	72条					サービス購入料の改定	第1回質問及び回答（入札説明書）の83にて、交付金の「減額分は事業者にて負担」との記載がありますが、入札時点では未確定なるも、「具体的な金額は事業者選定後に国に申請し、事業契約前に確定する。」ことから、同（事業契約書案）の88のご回答にある通り、事業契約締結後は確定値（その後の減額はない）であり、サービス購入料A1の減額は生じないとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に対する質問の回答のNo37を参照してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
第二次 質問及び回答（事業契約書案）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
27	事業契約書（案）		26		5	72条					サービス購入料の改定	第1回質問及び回答（入札説明書）の92にて、「貴市の責めによる場合以外は事業者負担」とのご回答ですが、貴市の責めに帰すべき事由に、国の決定による交付金の変動も含むという理解でよろしいでしょうか。	事業契約の締結後に国の決定による交付金の変動した場合には、物価変動等による改定に基づく交付金の変動を除き、市の責めに帰すべき事由となります。
28	事業契約書（案）		26		5	73条					サービス購入料の改定	交付金の増減については貴市の資金調達にかかる問題ですので、サービス購入料A1については交付金の減少があった場合においても、提案金額をお支払頂けるよう変更して頂けませんでしょうか？リスク分担保表においても民間が負うリスクは民間の資金調達にかかることに限定されております。	事業契約書案のとおりとします。
29	事業契約書（案）		26		5	76条					サービス購入料の返還	前回質問回答No91によりますと、履行時点の率が適用されると記載されておりますが、条文の変更はないのでしょうか？原案では3.1%が適用されると読み取れます。	前回質問回答91番の内容に従い、事業契約の締結における協議の中で修正することとします。
30	事業契約書（案）		39		9	117条	3項				事業者の権利義務の処分	担保権等を設定しようとする場合、契約案の提示及び契約内容説明を行うことを求めているものであり、担保契約内容に意見するものではないという理解でよろしいでしょうか？	市の権利が制限される場合や、事業目的、事業契約、提案内容等に沿わない内容については、意見を述べる場合があります。